

議案第154号

福岡市油山市民の森条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年9月5日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、福岡市油山市民の森及び油山牧場を一体的に再整備することに伴い、利用料金制度を導入する等の必要があるによる。

福岡市油山市民の森条例の一部を改正する条例

福岡市油山市民の森条例（昭和44年福岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中「のような」を「に掲げる」に改め、同条第1号中「、苗木等の森林」を「及び苗木等の森林」に改め、同条第2号中「キャンプ場、バンガロー、草スキー場」を「バーベキュー場」に、「、駐車場」を「及び駐車場」に改める。

第5条を次のように改める。

（行為の制限）

第5条 市民の森において、別表第1区分の欄に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、前項の許可に際して、市民の森の管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の許可をせず、既にした許可を取り消し、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 第1項の許可を受けた者（以下「行為許可利用者」という。）が市民の森の設置の目的に反する利用をし、又は行為許可利用者（同項の許可を受けようとする者を含む。以下この条において同じ。）にそのおそれがあるとき。

(2) 行為許可利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(3) 行為許可利用者が他の利用者に迷惑をかけ、若しくは市民の森の施設、付属施設等を損傷し、又はそのおそれがあるとき。

(4) 行為許可利用者が市民の森の管理上の指示又は指導に従わないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市民の森の管理上支障があると認められるとき。

4 前項の措置によつて行為許可利用者が損害を受けても、本市はその責めを負わない。

第8条第2項第2号を次のように改める。

(2) 第5条(第4項を除く。)に規定する行為の制限に関する業務

第8条第2項第3号中「第7条」を「前条」に改める。

第15条を第16条とする。

第14条中「第7条」を「第5条及び第7条」に、「同条」を「これらの規定」に改め、同条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第1項第2号中「第9条第3項各号」を「第10条第3項各号」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第9条 次の各号に掲げる者からは、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が定める料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者が定める方法により徴収する。

(1) 第5条第1項の許可を受けた者 別表第1に定める額

(2) バーベキュー場を利用する者 1区画につき3時間までごとに2,000円

(3) 駐車場を利用する者(規則で定める者を除く。) 別表第2に定める額

2 指定管理者は、利用料金の額を定める場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金の額を変更しようとするときも、また同様とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金の額を公告するものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

5 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 指定管理者は、既納の利用料金を還付しないものとする。ただし、特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し

及び2項を加える。

(指定管理者の不在等の期間における利用料金の取扱い)

- 2 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合その他指定管理者が不在等となつた場合には、指定管理者が不在等となつた日（以下この項において「基準日」という。）から新たに指定管理者を指定する日の前日又は管理の業務の停止を命じた期間が終了する日までの間については、市長は、第9条第1項及び第4項の規定にかかわらず、基準日前に指定管理者が定めていた利用料金の額に相当する額を使用料として、同条第1項各号に掲げる者から徴収する。
- 3 市長は、前項の場合において、特別な理由があると認めるときは、同項の使用料を減額し、又は免除することができる。

別表を次のように改める。

別表第1

区 分	単 位	期 間	金 額
業としての写真（広告写真を除く。）の撮影	撮影機（写真機） 1 台	1 月	3,000円
業としての写真（広告写真に限る。）の撮影	1 件	1 日	3,000円
業としての映画の撮影	1 件	1 日	6,000円

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2

区 分	単 位	金 額
普通自動車等	1 台 1 回	3時間まで 300円 ただし、利用時間が3時間を超える場合は、300円に当該超過時間1時間までごとに100円を加えて得た額とする。
大型自動車		1日までごとに 2,000円

備考 普通自動車等とは道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動

車、準中型自動車及び中型自動車を、大型自動車とは同条に規定する大型自動車をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(施行日前における利用料金の額の承認等)

- 2 指定管理者は、この条例の公布の日以後においては、この条例の施行の日前においても、同日以後の市民の森の利用に係る利用料金の額について、この条例による改正後の福岡市油山市民の森条例第9条第2項の規定の例により市長の承認を受けることができる。
- 3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金の額を公告するものとする。